

## 船舶事故調査報告書

平成29年10月18日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	平成29年5月27日 07時00分ごろ
発生場所	三重県南伊勢町田曾浦南方沖 田曾埼灯台から真方位163° 2.4海里付近 (概位 北緯34° 15.1′ 東経136° 42.2′)
事故の概要	プレジャーボート第三マカッサル丸は、航行中、転覆した。
事故調査の経過	平成29年6月29日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 第三マカッサル丸、1.46トン
船舶番号、船舶所有者等	243-12115三重、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	船外機等に濡損（全損）
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1.5m、潮汐 下げ潮の初期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人1人（以下「同乗者」という。）を乗せ、約4ノット（kn）の対地速力で航行中、船首方から海水が前部甲板に繰り返し打ち込み、海水が船首部の物入れに流入して滞留し、船体が沈下して右舷側に転覆した。</p> <p>船長は、携帯電話が流されたので、同乗者の携帯電話を借りて118番通報した。</p> <p>船長及び同乗者は、救命胴衣を着用しており、来援した回転翼機に救助された。</p> <p>本船の船首部の物入れの蓋は、固定されていなかったため、甲板上の海水によって浮いて移動していた。</p>
分析	本船は、田曾浦南方沖を約4knの速力で航行中、船首方から約1.5mの波を繰り返し受けたことから、前部甲板に打ち込んだ海水が船首部の物入れに流入して滞留し、転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、田曾浦南方沖を約4knの速力で航行中、船首方から約1.5mの波を繰り返し受けたため、前部甲板に打ち込んだ海水が船首部の物入れに流入して滞留し、転覆したものと考えられる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航行中、物入れの蓋は打ち込んだ海水に流されないよう固定しておくこと。</li> <li>・気象及び海象の状況を確認し、船の<sup>たん</sup>堪航性等を考慮して出航の可</li> </ul>

	否及び帰港の要否を判断すること。
--	------------------